

同和問題の早期解決に関する基本方針

～同和行政・同和教育の基本的なあり方～

さいたま市

目 次

I	はじめに（策定の趣旨）	1
II	同和行政の推進	2
1	これまでの同和行政の成果と課題	2
2	今後の同和行政の基本的なあり方	2
(1)	一般対策への移行	3
(2)	人権政策としての同和行政の確立	3
3	今後の同和行政の施策の方向	4
(1)	人権意識の高揚に向けた啓発の推進	4
(2)	人権相談等の充実と交流の促進	5
4	今後の施策の適正化の推進	5
(1)	行政の主体性の確立	5
(2)	えせ同和行為の排除	6
(3)	自由な意見交換の環境づくり	6
III	同和教育の推進	7
1	これまでの同和教育の成果と課題	7
(1)	学校における同和教育の成果と課題	7
(2)	社会における同和教育の成果と課題	8
2	今後の同和教育の基本的なあり方	9
(1)	今後の学校教育における取組	9
(2)	今後の社会教育における取組	10
IV	まとめ	11

I はじめに（策定の趣旨）

昭和44（1969）年「同和対策事業特別措置法」が制定・施行されて以来、これまで2度にわたり法改正が行われ33年間続いた同和問題解決のための特別措置法が平成14（2002）年3月末に法律が失効したことにより、国の特別対策が終了した。

これまでの環境改善をはじめとして同和地区（対象地域）における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上など様々な分野で施策が実施され、物的な生活環境は相当程度改善されてきた。しかし、教育・就労などの較差はいまだ残されており、特に偏見による差別意識は根強く残されている。

同和対策にかかわる特別措置法失効を前に、同和問題をはじめとする様々な人権問題の状況を踏まえ、平成12（2000）年12月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育啓発推進法」）が施行され、地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有することとなった。

本市は、平成13（2001）年5月、旧浦和市、旧大宮市、旧与野市の合併により、「さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部（本部長：市長）」（以下、「人権教育啓発推進本部」）を組織し、同年12月に「人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画」（以下、「人権教育啓発基本計画―市―」）を策定した。また、33年間続いた特別措置法が失効したにもかかわらず依然として偏見による差別意識が残されていることを踏まえ、平成15（2003）年に「同和問題の早期解決に関する基本方針」を策定した。

平成28（2016）年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消法」）が施行された。同和問題解決のための特別措置法が平成14（2002）年3月末に法律が失効以降、初となる法律である。本法律は、「現在もなお部落差別が存在する」と認識を示した上で、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別のない社会を実現すること」を目的としている。

これらのことから、本市の同和行政及び同和教育の基本的なあり方は「人権教育啓発推進法」及び「人権教育啓発基本計画―市―」を踏まえるとともに、「部落差別解消法」に基づき、我が国固有の人権問題である同和問題について重要な問題であると認識し、一日も早く同和問題を解決するため、人権政策を推進する。

Ⅱ 同和行政の推進

1 これまでの同和行政の成果と課題

本市では特別措置法終了後においても部落差別に関わる差別意識の解消に向けた啓発活動を積極的に推進してきている。8月の1か月間を「差別を許さない市民運動強調月間」、12月4日から同月10日までを「差別を許さない市民運動強調週間」と位置付け、市民及び企業などを対象とした講演会や研修会を開催するとともに、同和問題啓発資料、人権啓発リーフレットの作成及び市報への人権問題特集の掲載、人権啓発立て看板の設置など様々な広報媒体を通じた多様な手法による啓発活動を展開してきた。

この結果、同和関係者に対する差別意識は着実に改善されてきているものの、いまだに結婚や就職に際して差別や偏見が見られる。近年ではインターネットの普及により誰もが簡単に利用できる掲示板などへの差別的表現の書き込みなど、匿名性を利用した悪質な事例が増加している。また、結婚などに際し戸籍謄本等を不正に取得する事件が度々発覚するなど、部落差別は依然厳しい状況にある。

一方、特別対策から一般対策に移行した中、一部の自治体には同和行政の廃止を表明したり、同和行政にかかわる不祥事が発生したりするなど、同和行政を取り巻く社会情勢は大変厳しいものとなっている。

2 今後の同和行政の基本的なあり方（手法）

同和問題は、平成13（2001）年12月に策定した「人権教育啓発基本計画一市一」（平成30年4月一部改正）に重要課題として位置付け、総合的・体系的に各種施策を推進してきた。

同和問題を人権問題の重要な柱の一つとしてきた人権政策だが、「部落差別解消法」が施行されたことにより、改めて部落差別が依然として存在することを認識することにより、同和行政を人権行政へと発展的に再構築し確立することを基本的なあり方（手法）とする。

(1) 一般対策への移行

国は、特別対策の法令上の根拠が平成14（2002）年度以降なくなることにより、同和地区の施策のニーズに対しては、他の地域と同様に地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で、所要の一般対策によって対応することとした。特別対策は本来時限的なものであり、同和地区を取り巻く状況は大きく変化し、特別対策を続けることは差別解消に必ずしも有効ではないこと、また、人口移動が激しい状況では同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を継続することは事実上困難であることから、同和地区、同和関係者に対象を限定しない通常の施策としての一般対策を活用することとした。

同和対策にかかわる特別措置法が平成14（2002）年3月末で法期限を迎え、法律の下で特別対策として実施してきた様々な事業は終了することになった。今後は一般施策を積極的に活用しながら同和問題の早期解決を目指し、これまで特別対策として実施してきた同和地区及び同和関係者を対象に限定した施策は終了した。

しかしながら、同和地区の施策ニーズに対しては、他の地域と同様に地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、所要の一般対策を講じていくことによって対応することとする。隣保館においては周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発及び住民交流の拠点施設となる開かれたコミュニティセンターとして活用する。

(2) 人権政策としての同和行政の確立

同和対策にかかわる特別措置法の失効にあたり、同和問題解決に向けての大きな課題である差別意識の解消を図るため、「人権教育啓発推進法」が平成12（2000）年12月に施行された。同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のため、人権教育・啓発に関する施策の推進が国及び地方公共団体の責務と位置付けられ、国は基本計画を策定した。また、平成28（2016）年12月には「部落差別解消法」が施行され、部落差別のない社会の実現することを目的に、国及び地方公共団体の役割が位置づけられた。

本市では、「人権教育啓発推進法」、「部落差別解消法」に基づき、我が国固有の人権問題である同和問題の解決を、人権政策の中の重要課題の一つとして、同和行政を発展的に再構築し、人権啓発を中心とした各種施策を総合的、計画的に推進する。

また、同和問題の解決にあたっては、部落差別をなくしていこうとする市民の主体的な意識と行動が不可欠であるとともに、市民の理解と共感の中で同和行政を推進することが必要である。同和行政の透明性を高めるため、市民への説明責任と情報公開などに努める。

3 今後の同和行政の施策の方向

同和行政の基本的あり方（手法）を踏まえ、同和問題解決の残された大きな課題である差別意識の解消を中心とし、「差別をしない、させない、許さない」という態度と行動が身に付くよう、また人権が尊重され誰もが安心して生活できる人権感覚のあふれるまち「さいたま市」の実現をめざし、（１）人権意識の高揚に向けた啓発の推進、（２）人権相談等の充実と交流の促進を、今後の同和行政の施策の方向とする。

このため、これまでの同和行政の成果と課題等を踏まえるとともに、市民から理解と共感を得られる同和行政の推進のため、市政の重要課題として、また人権問題の中心課題として同和問題を位置付け、様々な施策を総合的かつ計画的に事業を推進する。

（１）人権意識の高揚に向けた啓発の推進

人権意識の高揚のために教育・啓発の果たすべき役割は大きく、様々な手法により施策を推進してきた結果、同和問題にかかわる差別意識は解消に向けて進んでいるものの依然として結婚問題を中心に根深く存在しており、教育・啓発は引き続き積極的に推進する必要がある。

人権啓発の推進にあたっては、市民一人ひとりに人権尊重の理念が確実に身に付き、人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分身に付くよう、日常生活の中から具体的に引き上げるなど創意工夫を凝らしていく必要がある。

これまで啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権行政として発展的に再構築する。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、基本的人権という普遍的な視点からのアプローチと、同和問題という個別的な視点からのアプローチから差別解消につなげる。さらに、啓発を効果的なものとするため、知識偏重から参加型・体験型の啓発手法など創意工夫を図る。

また、同和問題解決のため自主的に研修等に取り組む企業や関係機関、団体に対して支援を行う。

なお、自己の権利のみ主張する誤った人権意識が一部には存在するが、他人の人権も自分自身の人権と同様に尊重することができるよう教育・啓発のあり方も検討する。

(2) 人権相談等の充実と交流の促進

同和問題の本質的な課題は差別意識の解消とともに、人権侵害を受けたときに被害者を救済する制度の確立がある。そのため、人権擁護委員制度の充実強化に取り組むべきであり、人権侵害が発生した際には関係者に対して適切に人権擁護を講ずることが極めて重要である。人権擁護委員制度の抜本的な見直しと、21世紀にふさわしい人権侵害救済制度の確立を国に働きかけるとともに、人権侵害救済の端緒としての人権相談業務については法務局と緊密な連携の下、公共施設など市民が利用しやすい場所を確保し、市民が気軽に相談できるような窓口整備を進める必要がある。

また、人権擁護委員制度について十分な理解が市民の中に浸透していないため、人権相談など人権擁護委員の活動については積極的に周知を図っていくとともに、人権擁護活動に対する支援を行う必要がある。

同和問題の解決にあたっては、地域住民の交流促進を図ることが重要であり、隣保館、教育集会所などを交流の拠点施設として、福祉と文化の向上など地域住民のニーズの把握に努めながらお互いの人権を尊重する配慮が態度や行動に現れるよう、住民交流の環境整備に努めなければならない。

4 今後の施策の適正化の推進

同和問題に対する市民の理解が十分に得られず差別意識の解消が大きな課題として残されている要因の一つには、同和対策による環境改善事業が特別対策として実施されたため周辺地域との一体性を配慮しなかったことなどがあげられる。また、行政の主体性の確立や公平公正な行政運営やえせ同和行為の横行と、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりなどの必要性が指摘されている。

(1) 行政の主体性の確立

地域に密着し、地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発の効果を十分に発揮するには、その内容はもとより実施方法等においても市民から幅広く理解と共感を得られるとともに、あわせて信頼されることが重要である。このため、行政の公平公正な運営を確立し、部落解放民間運動団体との連携を図りながら、今後ともより一層の主体的な姿勢を持って取り組む。

一方、同和問題に対する市民の理解を深めるには、開かれた行政として説明責任と情報公開が求められている。そのため、事業の実施にあたっては、その必要性、効率性、公平性、有効性などの観点から施策を評価する。

(2) えせ同和行為の排除

えせ同和行為とは、企業や行政機関等に対し「同和問題は怖い問題という誤った意識に乗じて、不法、不当な要求をして利益を得ようとする」許されない行為である。この行為は同和問題に対する誤った意識を増幅するばかりでなく、これまで取り組んできた啓発の効果を一挙に覆し、同和問題の解決を阻害する大きな要因となるもので断固排除しなければならない。

この行為は、あたかも差別解消運動のようにみせかけて行われることが多く、同和問題の解決のため真摯に活動している民間運動団体や同和関係者のイメージを損ねるばかりでなく「同和問題は怖い問題」という誤った風潮等を発生させて、同和問題に関する自由な意見交換や交流の場を阻害してきた。

近年のえせ同和行為には、同和問題に関係する図書等の物品購入の強要があるが、同和問題の認識不足に付け込んだ手口が多くさらに巧妙となっており、不当な行為には屈することなく毅然と対処する必要がある。

えせ同和行為の排除には、同和問題を正しく理解することが必要不可欠であることから、市職員はもとより企業等への啓発を中心に積極的に推進してきたが、今後も行政の主体性と公平・中立性を確保し、同和問題の早期解決に向けた適正な行政推進を図るため、関係機関相互における情報の交換や連携・協力を密にしながら、さらに創意工夫してえせ同和行為排除のための啓発に努める。

(3) 自由な意見交換の環境づくり

「同和問題は怖い問題であり避けたほうがよい」という誤った風潮は、えせ同和行為が横行する背景となり、同和問題に対する自由な意見を阻害し、教育・啓発の実効性の確保が困難となっている。

このため、人権教育・啓発を推進するにあたっては、市民の間に人権問題に関して様々な意見が存在していることに十分配慮し、異なった意見に対する寛容の精神に立って、人権問題等に関しての自由な意見交換ができる環境づくりに努める。

Ⅲ 同和教育の推進

1 これまでの同和教育の成果と課題

教育委員会では、特別措置法終了後においても同和教育を人権教育の重要な柱として位置付け、様々な取組を行ってきた。特に、平成17（2005）年度からは、学校教育及び社会教育の両分野における同和問題をはじめとする様々な人権問題に関わる事業の充実と総合的かつ体系的な推進を図るために組織の見直しを行い、学校教育部指導1課の人権担当と生涯学習部生涯学習振興課の人権担当を統合して、生涯学習振興課に「人権教育推進室」を設置し、同和教育を積極的に推進してきた。さらに、同和教育に熱心な小・中学校からなる同和教育推進校連絡協議会、及び外部委員と関係各課の職員からなる人権教育推進協議会を組織し、同和教育の推進・充実を図ってきた。

学校においては、同和問題の正しい理解と人権意識の向上を図る同和教育を推進するとともに、特別措置法に基づいた学力保障・進路保障については、全ての児童生徒に対して、基礎学力の向上・進路相談の充実に努めてきた。

社会教育においては、人権教育集会所等における市民対象の講演会や研修会の開催、また、啓発資料の作成など、地域の実情に合わせて、部落差別を解消するための必要な教育や啓発の推進に努めてきた。

さらに、国が平成28（2016）年度に施行した「部落差別解消法」を受け、学校教育、社会教育の両分野で、部落差別を解消するための必要な教育や啓発を一層推進するように努めている。

この結果、同和関係者に対する差別意識は着実に改善されてきているものの、いまだに差別発言や偏見が見られる。また近年ではインターネット等における差別的書き込みなども見られる。

また、平成27（2015）年1月にさいたま市を含む北足立地区（14市町）で行った「人権意識調査」で、「住宅や生活環境を選ぶ際に同和地区であった場合避けるか」との質問に対し、約25%が「避ける」「どちらかといえば避ける」と回答している。

このことから、今後も部落差別を解消するために必要な人権教育や啓発を推進する必要がある。

（1）学校における同和教育の成果と課題

これまで教育委員会では、各学校において積極的に同和教育が推進されるよう、管理職や教員に対して、同和問題の正しい理解を図るとともに、指導内容・方法の工夫

改善を図るための取組を行ってきた。具体的には、同和問題をテーマの中心に据えた人権教育研修会の実施や、人権教育指導資料等の作成・配布及びその資料をもとにした指導などである。

また、同和教育推進校連絡協議会を組織し、同和教育の推進・充実を図ってきた。なお、平成29（2017）年度に外部団体であった同和教育推進校連絡協議会を、教育委員会が所掌する協議会とし、一層の充実を図っている。

各学校においても、教職員共通理解のもと児童生徒の発達段階や生活環境など全体的な姿を把握しながら、人権意識の向上と同和問題の正しい理解を通じて、部落差別をなくそうとする意欲と態度（実践力）をもつ児童生徒を育てる人権教育を推進してきた。

この結果、児童生徒の同和問題に対する正しい理解が深まるとともに、人権意識の高揚が図られ、差別意識や偏見は着実に減少してきた。しかしながら、現在も、学校で見られるいじめや不登校の問題、インターネット等を利用した人権侵害などをみると、全ての児童生徒の人権意識が高まっているとは言えない状況にある。さらに、近年の格差社会や保護者の失業等による進学断念、中途退学などの進路に関する問題等が、新たな課題となっている。

（2）社会における同和教育の成果と課題

教育委員会では、市民の人権意識の向上と同和問題の正しい理解を図るために、社会教育施設において人権講演会の開催や人権に関する学習機会の充実を図るとともに、PTAを対象とした研修会等を通じて指導者の育成や資質の向上を図ってきた。

その中でも人権教育集会所においては、地域住民の教育・文化の向上や交流を図るための拠点施設として、様々な講座等の主催事業の開催、サークル活動を支援するなど交流事業を実施してきた。

また、人権教育推進協議会に同和教育部会を設置し、同和問題に関する正しい知識と理解を深める取組を行ってきた。

その結果、差別意識や偏見は次第に減少してきた。しかしながら、今なお発生する差別発言事件やインターネットへの差別書き込みなどにみられるように、いまだに差別意識や偏見が根強く残っており、全ての市民が同和問題を正しく理解しているとは言えない状況にある。今後とも引き続き差別意識の解消を目指した教育・啓発活動を進める必要がある。

さらに、今までの学習形式が知識伝達型に偏りがちであり、指導者や参加者が固定化傾向にある。また、人権・同和問題に関する講演会、研修会等に参加したことがない人が多く見られる状況にある。

このように、今後の社会教育での取組については、差別意識解消のための教育・啓

発活動と学習形態や教材の研究、指導者の育成が大きな課題である。

2 今後の同和教育の基本的なあり方

今後の同和問題の解決に向けて残された重要な課題は、根強い差別意識を払拭するための教育・啓発をどのように効果的に推進していくかにある。

したがって、本基本方針における同和教育については、「人権教育啓発推進法」及び「人権教育啓発基本計画―市―」を踏まえ、同和教育を人権教育の重要な柱として位置付け、具体的な施策の推進に努める。

さらに、国が平成28（2016）年度に施行した「部落差別解消法」を受け、今後も学校教育、社会教育の両分野で、部落差別を解消するための必要な教育や啓発を一層推進するように努めていく。

（1）今後の学校教育における取組

これからの学校教育では、教育活動全体を通じて、人権に対する理解を深めたり、人権感覚をはぐくんだりすることを通して、「自分の大切さとともに他人の大切さを認めること」ができ、様々な人権問題を解決していこうとする児童生徒を育成することが必要である。さらに、「部落差別解消法」の施行を受け、部落差別を解消するための必要な教育や啓発を一層推進することが重要となる。

そこで、各学校においては、学校の実態や児童生徒の発達段階を踏まえた人権教育の全体計画及び年間指導計画の中に、部落差別の当事者の方や関係者の方を講師に招いた、児童生徒対象の人権教育研修会・講演会、同和問題をテーマにした人権教育ビデオ/DVDの視聴を通して、児童生徒が人権についての考えを深めるといった人権集会の開催など、工夫を凝らした教育活動を位置づけ、意図的・計画的に取り組む必要がある。

教育委員会としても、こうした市立小・中・高等学校の優れた実践事例を人権教育研修会等で積極的に取り上げ共有化することにより、全ての学校で実践されるよう努める。

また、同和教育を積極的に推進するためには、教職員の同和問題に対する正しい認識を深め、資質と指導力の向上を目指すとともに、同和教育推進校連絡協議会のより一層の充実を図り、小・中学校等の連携や各学校における同和教育推進体制の確立を図る。さらに、指導方法の研究・開発、指導資料の作成に努める。

(2) 今後の社会教育における取組

これからの社会教育における取組は、同和問題が市民一人ひとりの身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の育成を目指した教育・啓発活動を中心に取り組むことが重要である。

そのためにはこれまでの「差別の現実から学ぶ」「被差別部落の果たした役割を伝える」といった取組を大事にしながら、学習者の感性や心情に訴える内容や教材を開発したり、参加体験型学習手法を取り入れたりするなど学習方法を工夫することが必要である。

また、人権教育集会所における地域交流促進が今後の同和問題の解決には重要であることから、主催事業やサークル活動を通じて、今まで参加者が少なかった成人男性や若年層を含む、多くの世代が参加できるような学習機会を工夫することが必要であり、そのために集会所では同和問題を現実の問題として多くの人が理解できるように「部落差別解消法」の施行に関するパネル展、リーフレットの配架などを行う。

さらに、今後においても地域住民全体の教育・文化活動及び交流の活性化を図るとともに、人権に対する深い認識とそれに基づいた実践力を身に付けた指導者の育成に努める。

なお、同和教育をより効果的に推進するにあたっては、教育委員会、家庭、地域、学校及び関係諸団体と密接な連携を図り、地域ぐるみで同和教育の推進に努める必要がある。

IV まとめ

本市においては、従来から人権尊重のまちづくりを市政の重要な柱の一つとして様々な差別や偏見を解消するための各種施策を実施してきた。また、同和問題については、同和問題の解決は国民的課題であり、その施策の推進は行政の責務であるという認識のもと、法律の有無にかかわらず、差別が存在する限り取り組むとして積極的に推進してきた。

しかしながら、昭和44（1969）年同和対策事業特別措置法の施行以降「人権の世紀」といわれる21世紀においても残念ながらいまだ部落差別が根強く社会に残されていることから、平成28（2016）年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。すべての人々が互いの人権を尊重し、個性や能力を充分発揮して、心豊かで快適な生活ができる社会を築いていくには、教育・啓発の推進はもとより、市民の中から差別をなくしていこうとする自主的な活動と、差別をなくすことができる主体を社会に多く輩出することである。

今後においても人権尊重の国際的な潮流を視野に入れ、憲法に定める基本的人権の尊重の理念にのっとり、部落差別のない社会を実現するため、同和問題を人権への広がりの中で人権政策として再構築するとともに、同和教育においては今日までの成果を踏まえ、人権教育の中で同和問題の解決を展望することが重要である。

市民から理解と共感が得られる新しい視点から同和行政・同和教育を総合的・体系的に推進するなど、同和行政を人権行政として発展的に再構築し、人権が尊重される差別のない明るく住みよい「さいたま市」を実現する。

同和問題の早期解決に関する基本方針
～同和行政・同和教育の基本的なあり方～

平成15年4月（平成20年・平成30年4月一部改正）

発 行 さ い た ま 市
さいたま市教育委員会
編集（事務局） 総務局総務部人権政策推進課